

# 家族と労働

『日本労働研究雑誌』編集委員会

「家族」と労働者の「働き方」は、相互に密接な関連性があり、影響を与え合ってきた。そして現在、少子高齢化の進行に伴い、家族のケア等に係る労働者の負担増加など、日本は家族・労働の両面での大きな変化に直面している。このような家族の在り方の変化に対し、日本社会は十分に対応できているのだろうか。本特集では、上記のような問題関心から、特にケア労働を問題関心の1つの中心に据えて家族の労働をとりまく現状に関し検討を試みた。

落合論文は、日本のケアの在り方を海外の状況とも比較しつつ多面的・総合的に分析する。いわゆる近代家族が大衆化した状況（「社会的再生産の20世紀体制」）からの脱却が現代社会の直面する課題であるが、特にケアの脱家族化の文脈では、家族主義が存続するアジア各国でも、市場による脱家族化（アメリカ型）、国家による脱家族化（ヨーロッパ型）の2つの方向性がみられ、シンガポールが前者の、日本・韓国・台湾が後者の方向性を示す。またケアサービスの脱家族化・ケア費用の脱家族化の各施策をみると、前者は女性の就業率への影響が、後者は出生率への影響が大きい。日本の現状については、1980年代の家族主義の過信・強化（自己オリエンタリズム）が家族政策の方向性を歪め、停滞を招いた可能性が示唆される。同論文は、ケアの脱家族化としてのケアの社会化（社会への内部化）の必要性、そしてケアペナルティの抹消の重要性を指摘する。同論文は多様な分析軸から説得的に日本とアジアの現状と今後の方向性を示すものとして、示唆に富む。

山下・相馬論文は、東アジアでのダブルケアラーの負担感調査を題材に、ケアの脱家族化のための諸施策の効果を検討する。同論文によれば、韓国・日本・台湾は行政責任の拡大を図り、香港は（ケアの責任は家族としつつ）市場からの介護サービス調達を支援してきた。2010年半ばまでの各社会のダブルケアラーの状況をみると、家事労働者によるケア労働の私的調達

傾向が高い台湾・香港に比べ、公的資金による介護の脱家族化の図られた日本・韓国で負担感が却って高いが、その理由としては後者でケアを担う家族の役割とジェンダー別役割分担の見直しが進まず、脱家族化政策の効果が限定的となったことが挙げられる。2010年代半ば以降の日本の施策をみると、子育て支援の拡充と介護の再家族化という不調和な施策が同居し、ジェンダー平等化も不十分である。最新の調査でも、なお78.3%がダブルケアの負担感を感じており、保育・介護サービスの供給量は増大しても、各制度が縦割りりで利用困難であるため個人レベルでの脱家族化の効果が及んでいない。同論文は、脱家族化政策がジェンダー不平等の縮小に直接的に帰結しないことを確認するとともに、「負担感」という指標による脱家族化の効果測定の可能性を示唆する。

根岸論文は、ケア労働者等への労働法上の法政策を検討する。同論文は、①介護労働者の労働条件確保に向けた立法や通達、②処遇改善に向けた施策（交付金や改善加算等）、③研修実施等の施策を検討するが、特に②について、労働力需給ではなく事実上の公定価格である介護報酬により処遇が決定される特殊性から国の介入を要するという事情を指摘し、介護保険の枠内での処遇改善に限界があるとして、事業主への助成金支給などの雇用政策での対処の可能性を示唆する（③についても雇用政策としての能力開発事業援用が示唆される）。労基法の適用対象外とされてきた家事労働者についても、筆者は家事労働者の役割の変化（ケア労働へのシフト）に着目し、家事労働と介護保険の介護サービスを同一場所で提供する者に対する労基法・労災保険法の適用拡大の可能性を示唆する。

余田論文は、私的領域にあり把握が容易でない家庭内のジェンダー格差の把握を試みる。同論文は、『社会生活基本調査』により生活時間の配分を分析し、有償労働・無償労働における夫婦間格差を描き出す。同論文によれば、1991年から2016年に至るまで、夫に

有償労働が、妻に無償労働が偏在している状況は大きくは変化していない。ただし、有償・無償合計の総労働時間での夫婦間の差異は相対的に小さく、緩慢であるが無償労働時間の夫婦間格差は縮小傾向にあり、さらに学歴別分析によれば、高学歴同類婚の夫婦では他の組み合わせに比べ、近年ほど妻の無償労働の負担割合が小さい。これらの発見は、男性稼ぎ主モデルの社会から共働き社会への移行時に、公的領域でのジェンダー平等の深化とともに未婚化や低出生などが増えるフェーズがあり、その次のフェーズで私的領域でもジェンダー平等が進展して（男性も無償労働に参加し）生活時間の平等も達成される、というジェンダー革命理論と整合的であることが指摘される。

深井論文は、子育ての仕事への影響という視点から、過去40年にわたる日本の『国勢調査』データを用いて既婚女性の働き方の変化を分析する。同論文は、1980年から2020年にかけて、女性の就業率が上昇し、また就労状況もフルタイム等の「主に仕事」が増加していること、そして分析により有子女性の就業率が大きく増加していることを示す。また、この間を通じ出産直後の女性の就業率は低いが、2010年以後増加していること、男性の就業率は変わらないことが示される。出産10年後の就業率も向上しているが、パートタイム等の「家事のほか仕事」が増加している（年取の壁の影響が懸念される）。専門的・技術的職業に就いている人は出産直後も就労継続する人が多く、10年後就業をみても、販売従事者、事務従事者、サービス職業従事者や生産工程従事者などの増加傾向が看取される。育児休業制度等の利用増加、出産後の就労継続における職業の専門性の重要性、「年取の壁」等の制度の影響、そして出産後の就労状況の変化の女性への偏在等は重要な発見であり、政策的示唆に加え、さらなる分析への途を拓くものと思われる。

豊福論文は、性別役割分業に親和的な制度の形成・維持過程を、過去に一般的だった専業主婦世帯の保護機能を有する一方、外での就労を抑制する副作用が指摘される、いわゆる「年取の壁」を題材に、政党という視点から分析する。一般には性別役割分業に対し右派政党が肯定的、左派政党が否定的であり、「年取の壁」も日本での右派政党（自民党）の寄与のためと解釈されがちのところ、過去の制度変革時の各政党の制

度変更への姿勢を観察すると、第三号被保険者制度については自民党が性別役割分業維持の観点から導入し、縮減にも消極的だったことからその解釈は一応妥当するが、配偶者控除制度については左右の政党横断的な共通の支持があったことを同論文は明らかにする。さらに同論文は、年取の壁の解決の先にある方向性（個人支援やジェンダー平等推進の実現手段は、国の役割拡大か、市場活用か）について政党は十分に選択肢を示してきておらず、議論も不足していることを指摘する。

宮下論文は、家族労働（ケア労働に限らない）のフォーマル化の現在を、小規模家族経営における家族従業者の労働に係る制度上の取扱いという切り口から分析する。欧州でも家族労働はインフォーマル性を有していたが、特に1970年代、個人の権利の重視という趨勢にあわせて、多くの国が家族法改正と並行して社会保障制度・税制度の大きな変革を進めている。日本法の経緯をみると、商工団体婦人部の活動により、欧州と同様にフォーマル化を志向した法と社会保障の組み換えの運動が一定の結実を見せてきている。ただし既存制度による制約（経路依存性）の問題はみられ、たとえば日本法では家族労働への税法上の認知は拡大したとはいえ例外のままであり、家族労働の無償が原則とされ続けていたりする。事業者の世帯の恣意的な所得分散が強調されてきたという事情もあるものの、男女平等による不平等・貧困防止の視点、家族経営と他経営形態との平等取扱いの視点も重視すべきであることを同論文は指摘する。

各論文は、大きなトレンドとしてのケア労働の脱家族化・家族労働のフォーマル化が志向され、また一部ではジェンダー平等の動きへの萌芽がみられつつも、未だ従来の慣習や制度における対応が十分には進んでいない日本社会の現在を捉え、進んで各論文の切り口から未来への展望を示す。本特集が、少子高齢化の中で不可避と思われる家族の役割の変化、そして、それに応じた社会の対応の方向性に興味を抱く読者の問題関心に応えるものとなれば幸いである。

責任編集 富永晃一・古村聖・鈴木恭子  
（解題執筆 富永晃一）